

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
有限会社 郡司組	茨城県笠間市稲田3342	

2. 指名停止措置期間 令和 6 年 5 月 30 日 ～ 令和 6 年 6 月 29 日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

有限会社郡司組は、令和5年7月18日から同月22日までの間、笠間市稲田の建屋解体工事現場において、高さ5メートル以上の建屋解体作業を行わせるにあたり、法令の定める建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなかったことにより、令和6年4月9日、労働安全衛生法違反により笠間簡易裁判所から、罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)